

# 既存盛土調査の考え方

---

1. 既存盛土調査について
2. 既存盛土分布調査について
3. 盛土等が行われた土地の安全性に関する調査について
4. その他

# 1. 既存盛土調査について

---

## 【基礎調査における既存盛土調査の目的】

- 盛土規制法においては、区域の指定や、盛土等に対する勧告・命令等の事務について、各都道府県等において、客観的なリスク把握に基づく適正な制度運用が行えるよう、定期的（概ね5年ごと）に基礎調査を実施することとしている。
- 基礎調査の実施により、既存の盛土等の安全性向上を図り、もって宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に資することを目的とする。

## 【既存盛土調査の実施内容】

- 既存盛土調査については、勧告・命令に必要な
  - ① 既存の盛土等の分布
  - ② 盛土等が行われた土地の安全性に関する情報について、調査することを想定
    - ①については、既存の盛土等について、机上調査、現地確認（既存調査・法令の許可等の結果も活用）等から分布調査を実施
    - ②については、①で抽出された盛土等について、応急対策の必要性を確認するとともに、安全性把握の優先度調査等を実施

## 【用語の定義と範囲】

### ○盛土等

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積。

### ○既存盛土

既存盛土は、既存の盛土等全体を対象とした用語。

このうち、調査で扱う既存盛土は、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域内に存在する盛土等で、許可・届出の対象となる盛土等。

※以下に記載する大規模盛土造成地は、既存盛土に含まれるが、対応等は別途示すものとする。

### ○大規模盛土造成地

既存盛土のうち、以下のいずれかの要件を満たす盛土造成地。

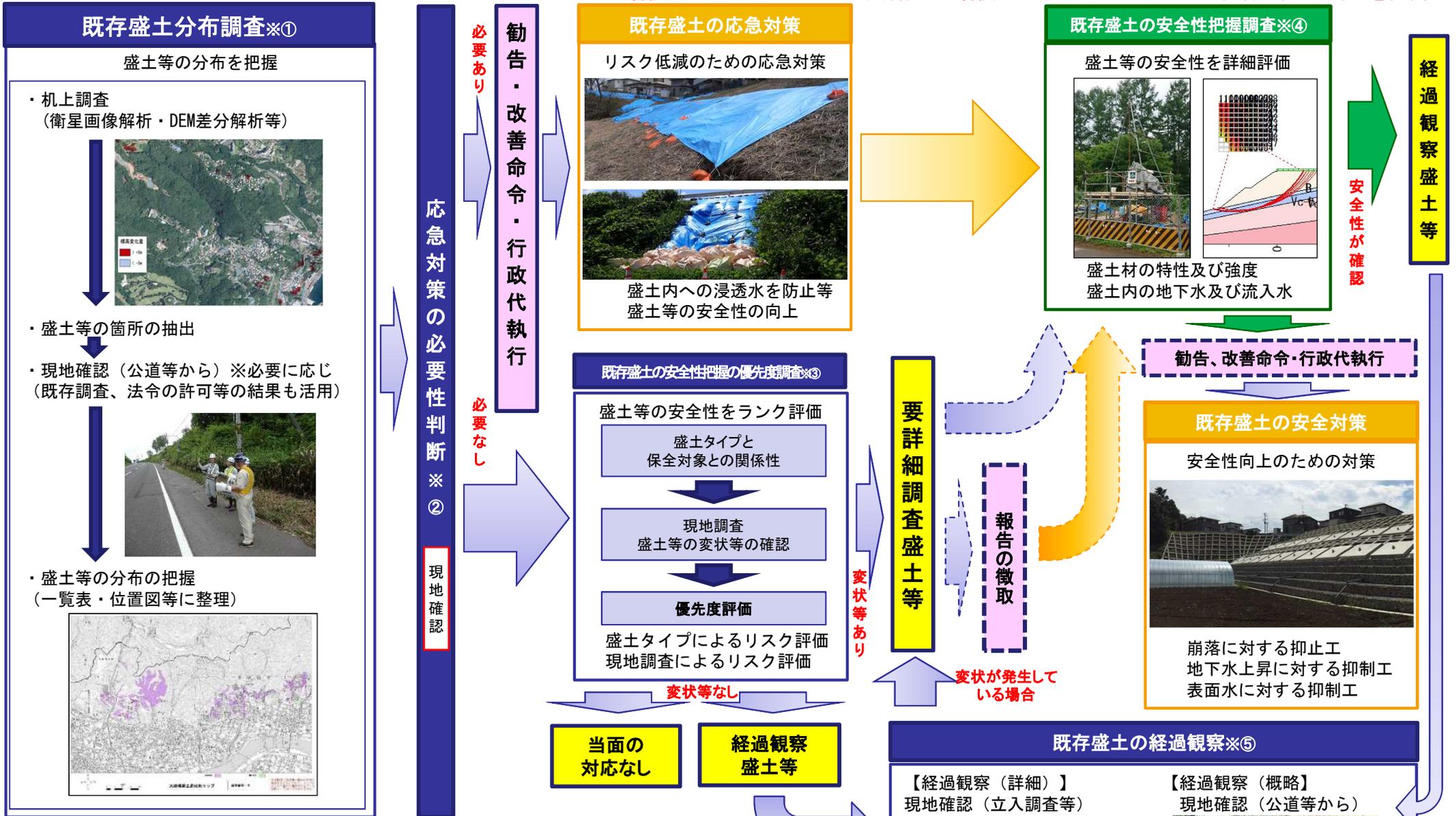
- ・谷埋め型大規模盛土造成地：盛土の面積が3,000m<sup>2</sup>以上のもの。
- ・腹付け型大規模盛土造成地：原地盤面の勾配が20°以上でかつ盛土の高さが5m以上のもの。

(原則として、農地、森林等宅地でない土地は含まない。)

# 既存盛土への対応について(全体像)

第2回検討会時点案を微修正

※大規模盛土造成地については、既存の大規模盛土造成地ガイドラインの手順に沿って対応を行う。



**【参考】**  
青：行政が対応  
…基本的考え方を「基礎調査要領」に、詳細を「盛土等の安全対策推進ガイドライン」に記載  
緑：行政または土地所有者等・原因行為者が対応  
…基本的考え方を「基礎調査要領」に、詳細を「盛土等の安全対策推進ガイドライン」に記載  
黄：原則、土地所有者等・原因行為者が対応(行政による代執行の場合あり) 基礎調査として実施  
…詳細を「盛土等の安全対策推進ガイドライン」に記載

### 1 目的

盛土等に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査の実施の考え方や手順を示すことにより、円滑な基礎調査の実施及び既存の盛土等の安全性向上を図り、もって宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に資することを目的とする。

### 2 用語の定義

【既存盛土】調査で扱う既存盛土は、規制区域の許可・届出の対象となる盛土等

【大規模盛土造成地】面積3,000㎡以上の谷埋盛土。地盤勾配20°以上かつ高さ5m以上の腹付盛土。原則、農地、森林含まず。

### 3 基本的な考え方

規制区域内にある既存の盛土等で、災害が発生するおそれのあるものについては、勧告・命令等を行い、安全対策を実施することが求められる。

### 4 調査対象

#### 4.1 調査の範囲

規制区域内での調査を基本。

#### 4.2 調査の対象時期

地域における盛土等の造成工事や盛土等による災害発生状況、机上調査資料の整備状況、既存調査の状況等を勘案して計画。

#### 4.3 調査の対象規模

許可・届出の規模とする。ただし、区域指定前に行われた盛土等については、一定以上の規模のものを優先。

### 5 調査方法

#### 5.1 調査の手順

※ 調査方法は、大規模盛土造成地を分けて記載

##### 【既存盛土】

既存盛土の分布調査

応急対策の必要性判断・  
安全性把握の優先度調査

安全性把握調査  
経過観察

##### 【大規模盛土造成地】

既存盛土の分布調査  
(第一次スクリーニング)

応急対策の必要性判断  
(第二次スクリーニング計画の作成)

安全性把握調査(第二次スクリーニング)  
経過観察

#### 5.2 既存盛土 分布調査

##### 【既存盛土】

机上調査、既存調査結果等による盛土等の抽出、位置等の把握。

##### 【大規模盛土造成地】

空中写真等による盛土の位置、規模の把握(第一次スクリーニング)。

#### 5.3 応急対策の必要性判断

盛土等の安定性を損なう著しい変状の有無を確認し、応急対策の必要性を判断する。

#### 5.4 安全性把握の 優先度調査

##### 【既存盛土】

盛土タイプの区分、保全対象との離隔によるリスク評価、変状等の有無によるリスク評価を行い、安全性把握の優先度を評価し、要詳細調査、経過観察、当面の対応なし等の対応区分を行う。

##### 【大規模盛土造成地】

基礎資料整理、現地踏査結果から優先度評価を行う(第二次スクリーニング計画の作成)。

#### 5.5 安全性把握調査

要詳細調査とされた既存盛土、第一次スクリーニングで抽出された大規模盛土造成地について、地盤調査(調査ボーリング等)、安定計算を行う。

#### 5.6 経過観察

##### 【既存盛土】

安全性把握の優先度調査において、経過観察に分類された既存盛土について、現地確認による経過観察を実施。

##### 【大規模盛土造成地】

第二次スクリーニングによる安全性の確認が完了していない大規模盛土造成地に対して、経過観察を実施。

### 6 基礎調査後の実施事項

結果の通知、結果の公表

## 2. 既存盛土分布調査について

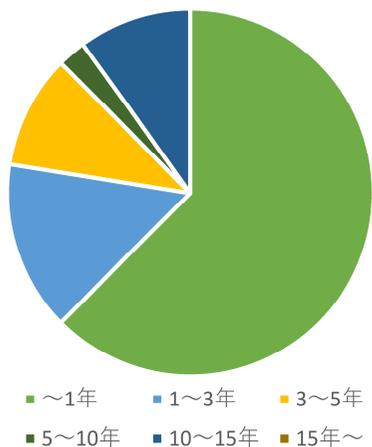
---

既存盛土調査で対象とする年代は、地域における盛土等の造成工事や盛土等による災害発生の状況、机上調査資料の整備状況、既存調査の状況等を勘案して計画するものとするが、網羅的な机上調査としては、机上調査により実施可能な資料の存在する時期までの調査によって実施することを基本とする。

既存盛土の調査対象期間は、以下を勘案して計画する。

- ① 地震時に崩落の可能性がある盛土に関しては、2011年東日本大震災では2006年（宅地造成マニュアル改定以降）に完成した盛土の被災例は少なかったなどの事例※1があるが、地震の履歴や盛土等の造成年代は地域により状況が異なる。
- ② 降雨時に崩落の可能性がある盛土に関しても、地域（盛土）ごとに災害発生の状況や崩落の要因が異なると考えられる。
- ③ 既存盛土の崩落事例※2によれば、盛土等の崩落は盛土後1年以内が多く、15年以上経過した事例は認められていない。盛土後15年以内の期間は特に留意して調査することが重要である。
- ④ 盛土等の造成工事は、高度経済成長期以降に主体に行われたことが想定されるが、各種造成工事や残土処分事業がおこなわれた時期や事業量等については、地域により状況が異なる。
- ⑤ 調査年代の計画では、既存盛土発見のための机上調査で用いることのできる過去の地形情報（空中写真等）の存在期間※3やデータの精度等を参考とする。  
⇒規制区域内の網羅的な調査としては、既存のDEMデータ※4、衛星光学画像等の比較により調査可能な時期までの調査とし、これより古いものは、既存の調査結果・許認可情報や、地域における盛土の記録等の個別情報について、空中写真等も参考に調査することを基本とする。

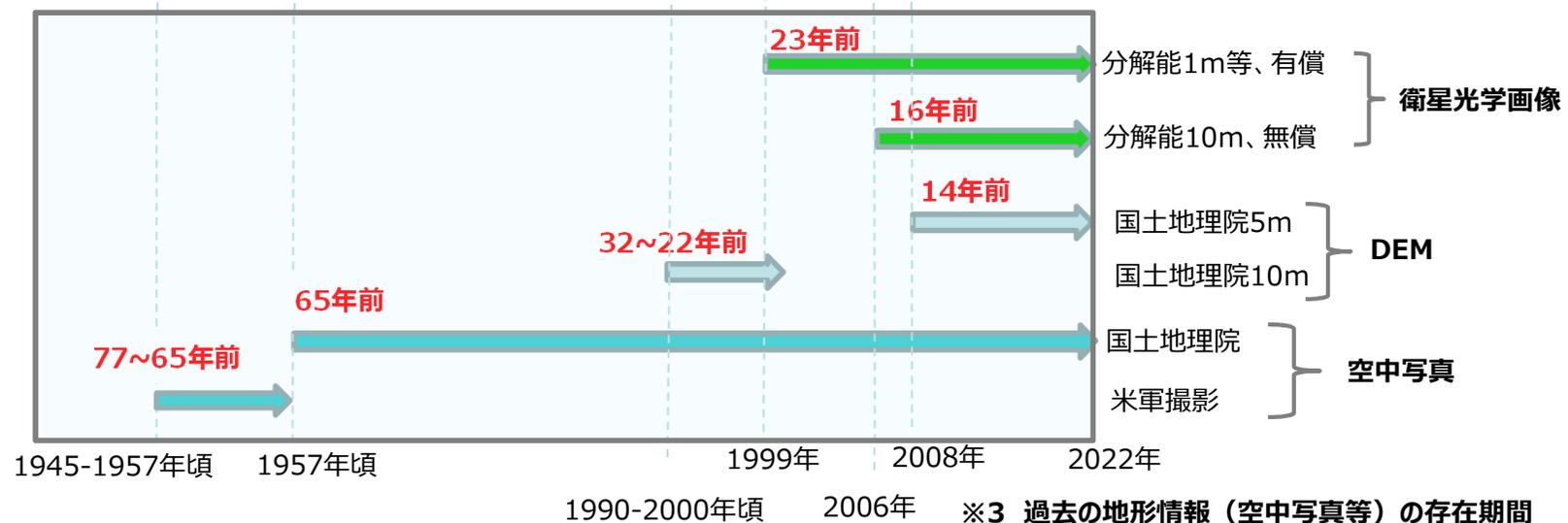
年数	事例数	割合
～1年	25	62.5%
1～3年	6	15.0%
3～5年	4	10.0%
5～10年	1	2.5%
10～15年	4	10.0%
15年～	0	0.0%
合計	40	100%



### ※1 東日本大震災での盛土崩落事例（宅地防災マニュアルの解説より）

造成宅地滑動崩落緊急対策事業等が実施された197地区の造成年代を調査した結果、造成年代が不明な18地区を除いた179地区のうち154地区が1970年代以前に造成された宅地であることが分かった。また、2006年以降に造成された宅地の滑動崩落被害は確認されなかった。

※4 DEM：数値標高モデル。地表面を等間隔の正方形に区切り、中心点の標高値を持たせたデータ。



※2 既存盛土の崩落事例（自治体への聞き取りによる）  
 ・対象は、大規模盛土造成地を除く盛土の崩落事案（全40事例）  
 ・図表は、盛土後の崩落までの年数（1年未満は構築進行中を含む）

## 既存盛土分布調査について（全体像※①）

### 【調査の概要】

・既存盛土分布調査では、机上調査等による盛土の箇所抽出（必要に応じ公道等からの現地確認）を行い、既存調査や法令の許可、通報等の情報も含め、盛土等の分布を把握する。

### 【調査の範囲】

・規制区域内での調査を基本とする。（必要に応じ規制区域外の調査を追加）

### 【調査の対象時期】

・既存盛土調査で対象とする年代は、地域における盛土等の造成工事や盛土等による災害発生の状況、机上調査資料の整備状況、既存調査の状況等を勘案して計画するものとするが、規制区域内の網羅的な調査としては、机上調査により実施可能な資料の存在する時期までの調査とし、これより古いものは、個別情報について、既存の調査結果・許認可情報等の個別情報について、空中写真等も参考に調査することを基本とする。

### 【調査の対象規模】

・許可・届出の規模とする。  
・ただし、規制区域指定前に行われた盛土等については、机上調査では一定の規模以上のもの（3,000㎡以上）を優先する。

### 【調査対象外の盛土】

・政令で定める公共工事において行う盛土  
・規制区域内であるが、盛土規制法の許可または届出を要しないもので、他の法令により維持管理がなされているもの。ただし、その後別事業者等により盛土された行為に対しては既存盛土調査の対象とする。

## 【調査内容】

### (1) 机上調査

- 机上調査は、過去の地形データや画像（空中写真、衛星光学画像）の確認、およびこれら図面の差分や比較解析（下記①②）により行う。

- ①数値標高差分から盛土可能性箇所を抽出する方法
  - 数値標高（DEM）の差分から比較する。盛土可能性箇所について、地形標高の有意な変化箇所を抽出する。
- ②画像の色調や反射性状の変化から盛土可能性箇所を抽出する方法
  - 衛星光学画像比較解析により、地被状況の変化箇所を抽出する。

### (2) 盛土等の箇所の抽出

- DEM差分図抽出箇所や数値データ読み取り不具合箇所や、衛星光学画像比較抽出箇所、植生等地被状況変化箇所について、盛土であるのかの確認のため、個別判読を行う。個別判読は盛土前後の空中写真や衛星写真から確認する（建屋、駐車場など盛土外の施設が建設されたなど）。
- ※必要に応じ公道等からの現地確認を行う。
- ※既存調査結果、法令の許可、パトロール、通報等の情報を追加。

### (3) 盛土等の分布の把握

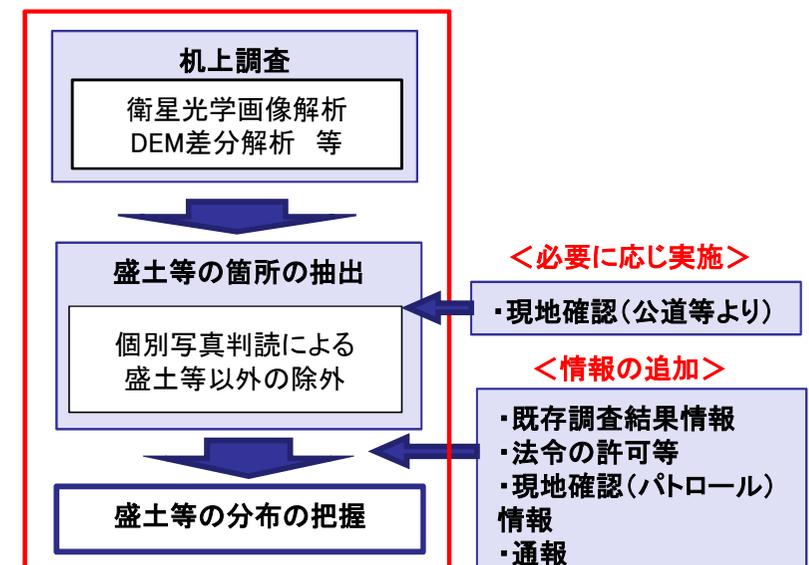
- 以上の調査結果により得られた盛土等の分布情報を、一覧表・位置図等に整理する。



机上調査(DEM差分による方法)の例

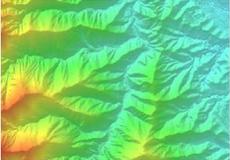
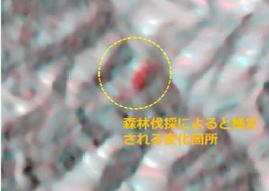


机上調査(衛星光学画像比較解析による方法)の例



既存盛土分布調査の流れ

## 既存盛土等の分布調査（基礎調査） 机上調査の方法例（1/2）

緒元	調査方法	数値標高の差分で抽出する方法				画像の色調や反射性状の変化で抽出する方法		
基礎データ	使用する資料	空中写真		数値標高モデル (DEM)		衛星データ		
		米軍撮影	国土地理院等	国土地理院 (1/25,000地形図から作成)	国土地理院、 国交省、林野庁等 (航空レーザ測量利用)	光学画像 (無償)	光学画像 (有償)	SAR画像
	画像例	 (C) 国土地理院	 (C) 国土地理院	 (C) 国土地理院	(画像イメージは同左： 航空レーザ測量による)	 (C) ESA	(画像イメージは販売機関の サイト等で確認できる： (例) <a href="https://www.sed.co.jp/sug/contents/satellite/satellite_worldview1.html">https://www.sed.co.jp/sug/contents/satellite/satellite_worldview1.html</a> )	 (C) JAXA
	撮影時期	1945~1957年	1957年頃~	—	2008年頃~	2006年~ 衛星名:ALOS/AVNIR-2など	1999年~ 衛星名:SPOT6, 7 など	2014年~ 衛星名:Sentinel-1
	縮尺 [解像度]	1/10,000~1/40,000		1/25,000 (10mメッシュ)	1/1,000程度 (1mメッシュ)	[10m]	[数m~数10cm程度]	—
	入手、検索先	国土地理院HP等			航空レーザ測量データポータルサイト	無償 : 衛星画像保有者HPよりダウンロード 有償 : 衛星画像販売権保有機関から購入		
解析	概要	①空中写真からDEMを作成し、標高増加範囲を抽出 ②衛星写真等により盛土の可能性がない箇所を除外		①既存のDEMを重ね合わせ、標高増加箇所を抽出 ②衛星写真等により盛土の可能性がない箇所を除外		①色調箇所を抽出 ②衛星写真等により盛土の可能性がない箇所を除外		①画像の散乱強度低下箇所を抽出 ②衛星写真等により盛土の可能性がない箇所を除外
	解析画像例	 [大規模盛土造成地の滑动崩落推進 ガイドライン及び同解説]		 標高変化量 ■ > +5m ■ < -5m (C) 国土地理院		 (画像イメージは同左： ：分解能は良い) 森林検出によると推定される変化箇所 (C) Copernicus		 (C) ESA
	盛土抽出精度 (抽出できる目安)	盛土高さ規模：±0.6~4m (面積：3,000㎡以上)		盛土高さ規模：5m (面積：3,000㎡以上)	盛土高さ規模：1m (面積：500㎡以上)	面積：1,000㎡以上		面積：500㎡以上

### 既存盛土等の分布調査（基礎調査） 机上調査の方法例（2/2）

緒元	調査方法	数値標高の差分で抽出する方法				画像の色調や反射性状の変化で抽出する方法		
基礎データ	使用する資料	空中写真		数値標高モデル（DEM）		衛星データ		
		米軍撮影	国土地理院等	国土地理院 （既存空中写真利用）	国土地理院、 国交省、林野庁等 （航空レーザ測量利用）	光学画像（無償）	光学画像（有償）	SAR画像
メリット		・最大75年程度のデータがある。		・既存の盛土調査時のDEM差分データがあり、簡易に抽出可能 ・DEM作成費用が不要。	・高精度のDEMデータあり。	・無償の画像を利用でき、画像購入費がかからない。 ・色調変化の機械的作業により、広域を簡易、安価に抽出可能。	・色調変化の機械的作業により、広域を簡易に抽出可能。 ・抽出精度が高い。	・反射状況変化の機械的作業により、広域を簡易、安価に抽出可能。
デメリット		・空中写真測量作業が生じる。 ・DEM差分図作成が必要で、作成費用が高額となる。 ・標高誤差が大きく、水平誤差の可能性もあり、抽出精度に課題がある。		・標高誤差が大きく、水平誤差の可能性もあり、抽出精度に課題がある。	・DEM差分図作成が必要で、作成費用が高額である。 ・データ期間は過去15年程度。	・画像の期間は過去15年程度。	・画像購入費用が高額。	・画像の期間過去10年程度。 ・地形（斜面勾配・方位）等の条件で抽出できない場合がある。
適用性	全体的な特性	古い時代を調査可能であるが、DEM作成費用がかかり、精度に劣る。	比較的古い時代まで調査可能であるが、DEM作成費用がかかる。精度は米軍より良い。	既存DEM差分図があり広域を簡易に調査可能（精度は劣る）。	高精度DEMはあるが、古い時代と比較の場合は空中写真DEM化、最新のLPとの比較のためには新規航空測量が必要。	色調変化の機械的作業で広域を簡易に調査可能。	色調変化の機械的作業で広域を簡易に調査可能。高精度だが画像購入費用がかかる。	広域を簡易に抽出可能であるが、条件により抽出できない場合がある。
	区域指定前盛土等発見活用	△ 古い年代を調べることができる。箇所を絞って古い時代を調査することに利用できる。精度は劣る。	△ 比較的古い年代を調べることができる。箇所を絞って古い時代を調査することに利用できる。精度は米軍写真より良い。	○～△ 既存DEM差分図があり広域を簡易に調査可能。精度に劣る場合がある。	（※左欄の既存DEMデータとの差分解析可能）	△ 広域を簡易に調査可能。盛土であるか確認のための個別判読必要。2006年以降のみ。	△ 有償画像費用が掛かる。	× 広域を簡易に抽出可能であるが、条件により抽出できない場合がある。2014年以降のみ。
	区域指定後盛土等把握	—	△ 最新の写真があれば状況変化の確認が可能であるが、更新年は地域により異なる。	—	△ 高精度で標高変化把握可能（作成費用がかかる）。	○～△ 広域を簡易に更新抽出可能。精度は有償画像に劣る。	○～△ 着目箇所を絞れば、費用を絞って高精度の追跡が可能。	△ 広域を簡易に抽出可能であるが、条件により抽出できない場合がある。
	他のデータも使う方法	・新旧幅広い年代を調査可能（幅広い年代のDEM差分図作成可能。作成費用がかかる。）		・着目箇所を絞れば、費用を絞って高精度のDEM差分図による抽出が可能		—	—	—
その他条件	DEM差分図を作成せずに、個別に植生等による盛土可能性箇所の抽出への使用も考えられる。		—	—	・地被条件を同一にするため同じ季節での比較が必要			—

※各データの特性等を踏まえ、これらの手法・データを複合的に組み合わせて調査を行うことも考えられる。

### **3. 盛土等が行われた土地の安全性に関する調査について**

---

## 【応急対策の必要性判断】

既存の盛土等については、応急対策の必要性判断（全体像※②）として、

- 盛土等の安定性を損なう著しい変状がないか
- 現行法令に基づき、許可・届出等の手続きが行われているか、許可等の内容と現地の状況が相違していないか
- 災害防止のための必要な措置が取られているか 等を確認し、

⇒著しい変状のある盛土等については、必要な応急対策を実施し、安全を確保するとともに、詳細調査を実施

## 【安全性把握の優先度調査】

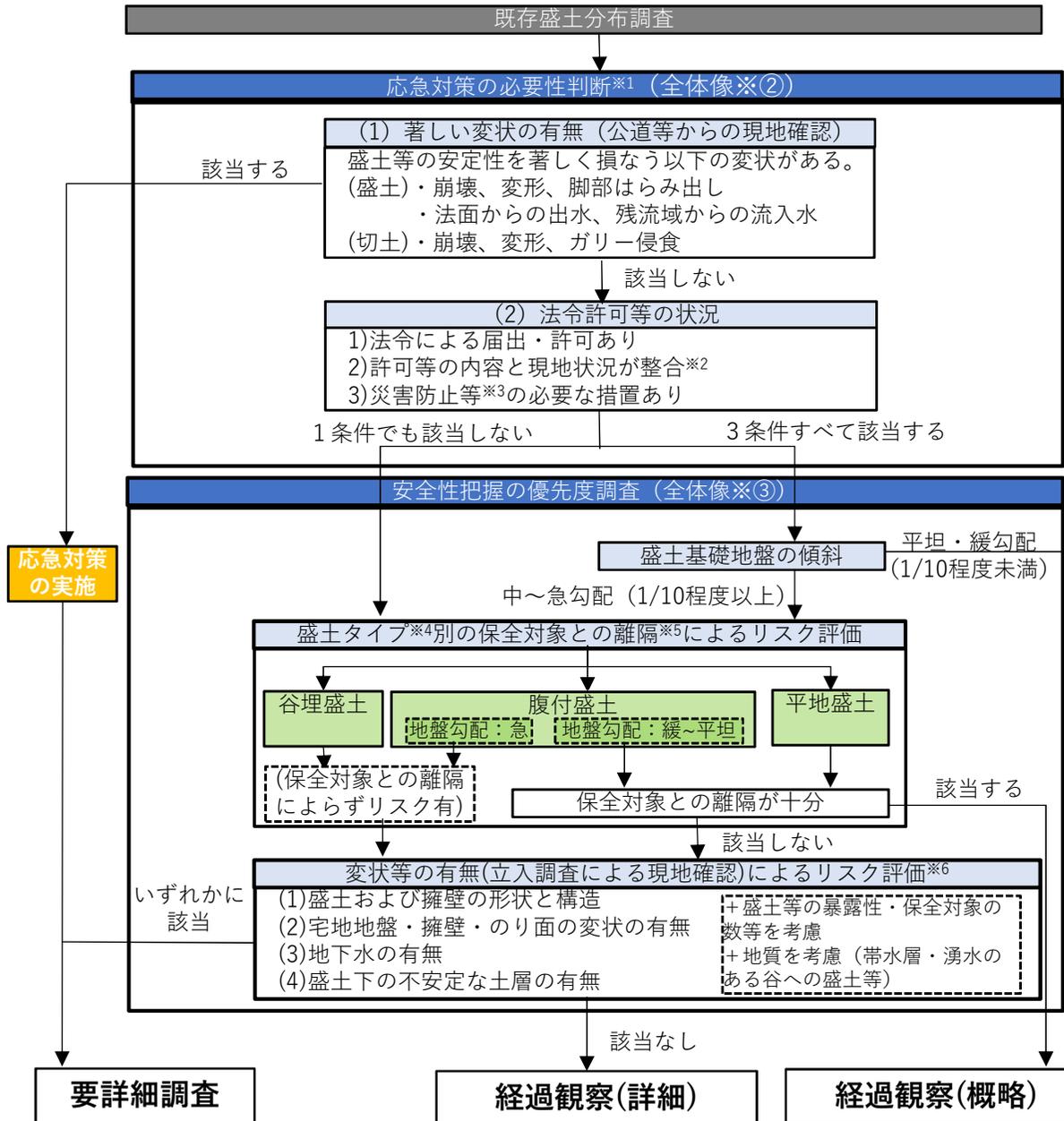
- 応急対策が必要な盛土等を除いた既存盛土については、地形条件や盛土等の形態、保全対象との距離・数などの条件から、安全性把握の優先度調査（全体像※③）を実施し、「要詳細調査」「経過観察」「当面の対応なし」を判断

⇒要詳細調査とされた盛土等については、安全性把握調査（全体像※④）を実施

# 既存盛土の安全性把握の優先度調査

- ・ 応急対策の必要性は、著しい変状の有無等の状況により判断する。
- ・ 安全性把握の優先度は、盛土タイプ別の保全対象との離隔によるリスク評価、および変状等の有無によるリスク評価による評価する。

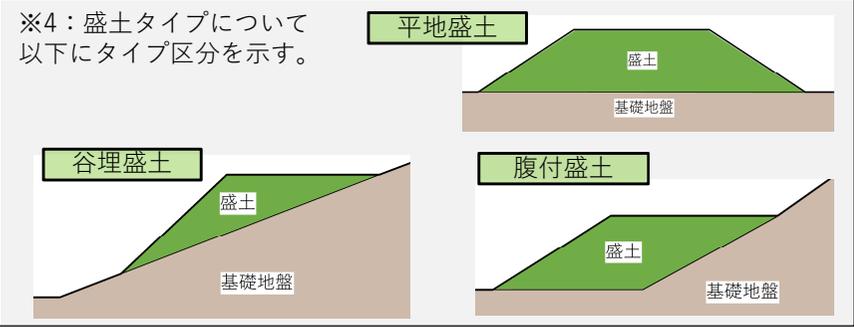
※大規模盛土造成地については、既存の大規模盛土造成地ガイドラインの手順に沿って確認を行う。



※1: 切土のみの場合は以下の対応を行う。  
・ (1)に該当する場合は応急対策を実施  
・ (1)に該当せず(2)の1条件でも該当しない場合はリスク評価の実施  
・ (1)に該当せず(2)の3条件すべて該当する場合は当面の対応はなし

※2: 廃棄物の投棄を発見した場合は、関係部局に情報提供を行う。

※3: 災害防止等措置  
盛土の安定性を確保するための施設設置が行われていること。  
・ (例) 擁壁、防護柵、排水施設等



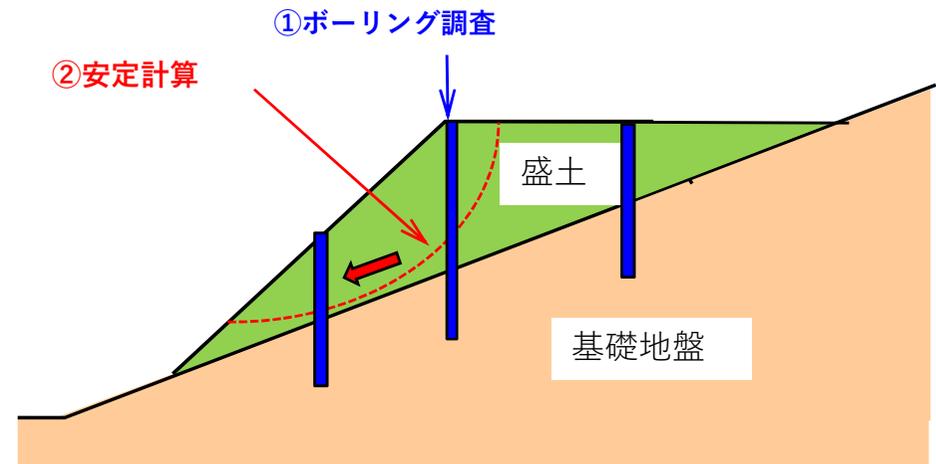
※5: 保全対象との離隔について  
盛土等と保全対象との離隔は、盛土タイプや規模(盛土高さ等)から適切な距離を想定する。目安の参考値として、平地盛土は盛土高さの2倍程度、腹付盛土は盛土高さの3～5倍以上などが想定される。谷埋盛土や盛土基礎地盤の勾配が大きい腹付盛土の場合は、崩落土砂の土石流化の可能性があるので離隔によらず下流の保全対象へのリスクがあるものとする。(詳細は安全対策推進ガイドラインにおいて提示)

※6: リスク評価結果による対応区分  
要詳細調査 : 安全性把握調査を実施し対策の必要性を評価  
経過観察(詳細) : 現地確認(立入調査)を行い、盛土等の変状の発生や進行を確認  
経過観察(概略) : 現地確認(公道等からの目視観察)を行い、盛土及びその周辺に変化がないか確認  
当面の対応なし : リスクが小さいため当面の対応なし

## 【安全性把握調査の概要】(全体像※④)

(行政または土地所有者等・原因行為者が対応)

- ・「安全性把握の優先度調査」において、「要詳細調査」に評価された既存盛土について、安全性把握調査を実施する。
- ・調査項目は、「①地盤調査」および「②安定計算」を実施する。
- ・盛土タイプや地形・地質の状況等を踏まえ、必要に応じ上流域の表流水や湧水等の水文状況等の確認を行う。



既存盛土の安全性把握調査 模式図



調査ボーリング



水文状況の確認

・既存盛土の安全性把握の優先度調査で経過観察対応となった盛土等については、基礎調査の進捗を考慮し適切な頻度で、現地確認による経過観察を行う※2、※3。

## 経過観察の内容（全体像※⑤）

区分	方法	内容
経過観察 （詳細）	・現地確認 （立入調査等）	目視観察※4  盛土等の変状の発生の有無等について、近接目視により点検を行う。 ・盛土・地盤・擁壁・法面等の変状 ・地下水の有無 ・盛土下の不安定な土層の有無
経過観察 （概略）	・現地確認 （公道等から）	目視観察※4  盛土等の変状の発生の有無等について、公道等の近傍から点検を行う。 ・盛土等の変状 ・土砂の流出等の発生の有無と状態

※1 経過観察の頻度は、変状の発生等の情報を更新する単位として、基礎調査のサイクルを考慮して実施する。なお、経過観察以外の要詳細調査盛土や不法盛土等に関する日常の調査（パトロール等）で新たな情報を得た場合は、これを反映する。

※2 経過観察情報および、別途実施される不法盛土の把握のための日常の調査（パトロール等）の情報は共有し、不法盛土の発見および既存盛土周辺の状況変化に活用する。

※3 優先度調査で「要詳細調査」対象となった盛土等については、対策が実施されない期間については、適切な頻度で現地確認（立入調査等）を行う。

※4 目視のほか、リモートセンシング技術等による経過観察も想定される。

## 既存盛土の地下水や保有水の確認方法・対応方針について

### 1. 地下水（特に宙水）の状態の把握ステップについて

既存盛土は、多様な形態・状態のものが多数存在し、また盛土内の地下水や保有水の状態は解明すべき事項が多いと想定されるものの、すべての既存盛土について詳細な調査を実施することは困難であることから、盛土等の状況に応じた確認を行う。

#### (1) 分布調査、応急対策必要性判断の段階（全体像※①②）【現地確認により、要応急対策盛土を抽出】

・衛星画像等による机上調査、および公道からの現地確認を行う段階であり、以下の状況の概略を観察する。

①盛土のり面の著しい変状、②擁壁等の著しい変状、③地下水の流出、④表流水流入 等

#### (2) 安全性把握の優先度評価段階（全体像※③）【現地立入調査により、課題のある盛土を抽出】

・立入調査（盛土規制法の手続き）による盛土の現地調査を行う段階であり、変状位置や状態、湧水の位置や量など以下の詳細を把握する。

①盛土・擁壁・のり面等の変状、②地下水や保有水の賦存を示唆する状況（湧水の有無・位置、湛水、湿地、浸食痕跡等）、③盛土下の不安定な土層の有無、④盛土構造の不整合等、⑤排水施設の状況（暗渠の有無や目詰まり等）、⑥帯水層や湧水等の地形状況（資料調査含む）等

#### (3) 安全性把握調査の段階（全体像※④）【変状がある等の盛土について、各種調査、安定計算を実施】

・要詳細調査とされた盛土等について、詳細な調査を行う。詳細調査（盛土材、基礎地盤の調査、地下水や保有水の調査・観測）、安定計算を行う。

点調査 : ボーリング調査、地下水観測、PS検層、温度検層 等

面調査 : 現地踏査（目視確認）、電気探査、弾性波探査、表面波探査 等

・宙水・地下水位の設定は、①地下水位として設定する、②間隙水圧を設定する等の方法が示されており、これらを参考とした既存盛土での計算留意事項について、降雨時を含め、検討・整理する。

・既往のボーリング調査等の活用についても検討する。

※この他、行政による経過観察時の確認事項、土地所有者等による調査等や維持管理時の確認事項について、ガイドライン等にて記載予定

### 2. 詳細な調査、観測、安定解析方法の解説について

・上記1. (1) ~ (3) に関する、地下水や保有水の調査方法、把握した地下水や保有水の状態を踏まえた安定解析の方法等については、別途検討の上、「盛土等の安全対策推進対策ガイドライン」で解説する。

・検討会にて検討する既存盛土調査の「基礎調査要領」では、上記1. (1) ~ (3) に関する考え方や基本方針を記載する。

## 4. その他

---

- 基礎調査後の実施後は、速やかに、関係市町村長等に基礎調査の結果を通知する。具体的には、基礎調査の結果及びその概要を送付する。
- 同様に、盛土等の土地の所在地を示した図面を公表する。公表方法は、都道府県等のホームページでの公表を基本とする。